

# 岐阜県公報

## 目次

### 公 示

○岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設の指定管理者の募集	(地球環境課)	ページ 一
○岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センターの指定管理者の募集	(同)	四

## 公 示

号外 (一) 平成二十二年 六月 十一 日

○岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設の指定管理者の募集

岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設について、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第三条の二第一項に規定する指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集します。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 募集の内容

#### (1) 施設の概要

##### ア 名称

岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設 (以下「大白川野営場」という。)

##### イ 位置

大野郡白川村平瀬地内

##### ウ 面積

20,358 m<sup>2</sup>

##### エ 主要施設

管理棟、公衆便所2棟、炊事棟2棟、歩道、テントサイト、フナイヤーサークル、給水施設、排水施設、遊水施設、ベンチ、標識類及び駐車場

#### (2) 指定管理者の業務

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第3条の4第2項に規定する業務とし、その詳細は別に定める「岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設管理運営業務仕様書」に示すところとします。

<p>(3) 指定の期間 (予定) 原則として、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>(4) 業務に必要な経費等 岐阜県立野営場野営施設利用料金条例(平成17年岐阜県条例第55号)第3条第1項に規定する利用料金をもって、業務を行うものとします。 なお、管理運営業務に伴う収支不足及び借地料相当額(21年度152千円)については、指定管理者の負担とします。</p> <p>2 申請資格等 (1) 申請資格 指定管理者の指定を申請することのできる者は、指定期間中に、大白川野営場を安全円滑に管理運営し、かつ、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第2条第1項に規定する設置目的及び公共の福祉の増進を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等が共同する団体(以下「共同体」という。)であることとします。 また、単独の法人等にあつては、次に掲げるアからキまでのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員がアの要件を満たし、かつ、すべての構成員がイからキまでのすべての要件を満たす必要があるものとします。 ア 岐阜県内に本社、本店又は団体の活動の拠点を置いている法人等であること。 イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 ウ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)に、次のク又はケのいずれかに該当する者がいないこと。 ク 破産者で復権を得ない者 ケ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 次のクからケまでのいずれかに該当する者でないこと。 ク 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがな</p>	<p>された者及びその開始決定がされている者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)</p> <p>ク 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)</p> <p>オ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。</p> <p>カ 次のクからケに該当する者でないこと。(該当の有無について疑義が生じた場合は岐阜県警察本部に照会することもあります。)</p> <p>ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>ケ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等</p> <p>コ 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、そのものを相手方とすることによって暴力団を利することとなる法人等</p> <p>キ 県職員(知事、副知事、会計管理者、教育長、県議会議員、監査委員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員並びに一般職をいう。)が役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。)に就いている法人その他の団体でないこと。</p> <p>(2) 申請に関する留意事項 申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。 ア 岐阜県指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員又は本件業務に従事する岐阜県職員若しくは本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合 イ 申請書類に虚偽の記載があった場合 ウ 複数の事業計画書を提出した場合 エ 2の(1)に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合 オ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合 カ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行</p>
--	--

うことについて相応しくないと県が認めた場合  
キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請手続等

申請は、次に掲げる書類を作成の上、提出してください。  
なお、共同体による申請の場合には、アのイの「申請する法人等に関する書類」に  
ついては、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

(1) 申請方法

ア 申請書類

イ 指定管理者指定申請書

ロ 申請する法人等に関する書類

ア 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代  
表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合）にあっては、外国人登録証  
明書の写し）

ロ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 5 事業年度の事  
業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

ハ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に係る納  
税証明書（過去 3 年分）

ニ 法人等概要書

ヒ 法人役員等一覧

ヘ 主要業務実績一覧

コ 事業計画書

ク 誓約書

ケ 共同体制成員届（共同体の場合）

コ 共同体制協定書の写し（共同体の場合）

セ 共同体制委任状（共同体の場合）

イ 提出部数

申請書類の原本 1 部、副本 23 部

ウ 申請書類の受付

イ 受付期間

平成 22 年 7 月 6 日（火）から 7 月 16 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時

まで（ただし、日曜日及び土曜日を除きます。）

イ 受付場所

岐阜県環境生活部地球環境課

ロ 受付方法

申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。

(2) 現地説明会の開催

ア 日時

平成 22 年 6 月 29 日（火）午後 1 時から

イ 集合場所

大白川野宮場

ウ 参加申込

所定の様式に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、岐  
阜県環境生活部地球環境課宛にお送りください。

エ 申込締切

平成 22 年 6 月 28 日（月）午後 5 時まで

(3) 募集内容等に係る質問の受付

ア 受付期間

平成 22 年 6 月 21 日（月）から 6 月 30 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時  
まで

イ 質問方法

所定の様式を郵送、FAX又は電子メールにより、岐阜県環境生活部地球環境  
課宛にお送りください。

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、平成 22 年 7 月 5 日（月）を目途  
に、県のホームページにて回答する予定です。

4 審査の方法等

(1) 審査の方法

審査委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を  
行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。

(2) 指定管理者の候補者の選定

県は、審査委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として決定

<p>し、両者間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、審査委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うものとします。</p> <p>指定管理者の優先交渉権者の選定結果は、平成 22 年 8 月頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知します。なお、審査の過程における質疑の内容、採点結果、審査の結果等については公表することがあります。</p> <p>5 その他</p> <p>公募についてご不明な点は、下記に問い合わせてください。</p> <p>岐阜県環境生活部地球環境課自然保護・公園担当 〒500—8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番地 1 号 岐阜県庁 6 階 電話 058—272—1111 (内線 2701)</p> <hr/> <p>○岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センターの指定管理者の募集</p> <p>岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センターの管理に ついて、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第三條の二第二項の規定する指定管理者を希望する者を次のとおり募集します。</p> <p>平成二十二年六月十一日 岐阜県 中 田 謙</p> <p>1 募集の内容</p> <p>(1) 施設の概要</p> <p>ア 名称 岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター (以下「自然文化センター」という。)</p> <p>イ 位置 高山市奥飛騨温泉郷平湯 763 の 12 地内</p> <p>ウ 面積 877 m<sup>2</sup></p> <p>エ 主要施設</p>	<p>博物館展示施設 A 館 (R C 平屋建)、B 館 (R C 平屋建)</p> <p>(2) 指定管理者の業務</p> <p>岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第 3 条の 4 第 2 項に規定する業務とし、その詳細は別に定める「岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター管理運営業務仕様書」に示すところとします。</p> <p>(3) 指定の期間 (予定)</p> <p>原則として、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで</p> <p>(4) 業務に必要な経費等</p> <p>管理運営業務に必要な経費は、指定管理者の負担とします。</p> <p>2 申請資格等</p> <p>(1) 申請資格</p> <p>指定管理者の指定を申請することのできる者は、指定期間中に、自然文化センターを安全円滑に管理運営し、かつ、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第 2 条第 1 項に規定する設置目的及び公共の福祉の増進を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体 (以下「法人等」という。) 又は複数の法人等が共同する団体 (以下「共同団体」という。) であることとします。</p> <p>また、単独の法人等にあつては、次に掲げるアからキまでのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員がアの要件を満たし、かつ、すべての構成員がイからキまでのすべての要件を満たす必要があるものとします。</p> <p>ア 岐阜県内に本社、本店又は団体の活動の拠点を置いている法人等であること。</p> <p>イ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。</p> <p>ウ 役員 (法人でない団体の代表者又は管理人を含む。) に、次のウ又はウイのいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>ウ 破産者で復権を得ない者</p> <p>ウイ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者</p> <p>エ 次のウからウエまでのいずれかに該当する者でないこと。</p> <p>ウエ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがな</p>
---	---

<p>された者及びその開始決定がされている者</p> <p>(イ) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)</p> <p>(ロ) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)</p> <p>オ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。</p> <p>カ 次の(ク)から(ケ)に該当する者でないこと。(該当の有無について疑義が生じた場合は岐阜県警察本部に照会することもあります。)</p> <p>ク 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>ク 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等</p> <p>ケ 前 2 号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、そのものを相手方とすることによって暴力団を利することとなる法人等</p> <p>キ 県職員 (知事、副知事、会計管理者、教育長、県議会議員、監査委員、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員又は委員並びに一般職をいう。) が役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。) に就いている法人その他の団体でないこと。</p> <p>(2) 申請に関する留意事項</p> <p>申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。</p> <p>ア 岐阜県指定管理者審査委員会 (以下「審査委員会」という。) の委員又は本件業務に従事する岐阜県職員若しくは本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合</p> <p>イ 申請書類に虚偽の記載があった場合</p> <p>ロ 複数の事業計画書を提出した場合</p> <p>エ 2 の(1)に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合</p>	<p>オ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合</p> <p>カ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合</p> <p>キ その他不正な行為があつたと県が認めた場合</p> <p>3 申請手続等</p> <p>申請は、次に掲げる書類を作成の上、提出してください。</p> <p>なお、共同体による申請の場合には、アの(イ)の「申請する法人等に関する書類」については、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。</p> <p>(1) 申請方法</p> <p>ア 申請書類</p> <p>ロ 指定管理者指定申請書</p> <p>(イ) 申請する法人等に関する書類</p> <p>    a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類</p> <p>    b 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し (代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し)</p> <p>    c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 5 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>    d 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に係る納税証明書 (過去 3 年分)</p> <p>    e 法人等概要書</p> <p>    f 法人役員等一覧</p> <p>    g 主要業務実績一覧</p> <p>(ロ) 事業計画書</p> <p>(ハ) 誓約書</p> <p>(ニ) 共同体構成員届 (共同体の場合)</p> <p>(ホ) 共同体協定書の写し (共同体の場合)</p> <p>(ヘ) 共同体委任状 (共同体の場合)</p> <p>イ 提出部数</p> <p>申請書類の原本 1 部、副本 23 部</p> <p>ロ 申請書類の受付</p>
---	--

<p>ウ 受付期間 平成 22 年 7 月 6 日 (火) から 7 月 16 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、日曜日及び土曜日を除きます。)</p> <p>ク 受付場所 岐阜県環境生活部地球環境課</p> <p>ケ 受付方法 申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。</p> <p>コ 現地説明会の開催</p> <p>カ 日時 平成 22 年 6 月 25 日 (金) 午後 1 時から</p> <p>キ 集合場所 飛騨・北アルプス自然文化センター</p> <p>ク 参加申込 所定の様式に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、岐阜県環境生活部地球環境課宛にお送りください。</p> <p>ケ 申込締切 平成 22 年 6 月 24 日 (木) 午後 5 時まで</p> <p>コ 募集内容等に係る質問の受付</p> <p>カ 受付期間 平成 22 年 6 月 21 日 (月) から 6 月 30 日 (水) までの午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>キ 質問方法 所定の様式を郵送、FAX又は電子メールにより、岐阜県環境生活部地球環境課宛にお送りください。</p> <p>ク 回答方法 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、平成 22 年 7 月 5 日 (月) を目途に、県のホームページにて回答する予定です。</p> <p>4 審査の方法等</p> <p>(1) 審査の方法 審査委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。</p>	<p>(2) 指定管理者の候補者の選定 県は、審査委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として決定し、両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、審査委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うものとします。</p> <p>指定管理者の優先交渉権者の選定結果は、平成 22 年 8 月頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知します。なお、審査の過程における質疑の内容、採点結果、審査の結果等については公表することがあります。</p> <p>5 その他 公募についてご不明な点は、下記に問い合わせてください。 岐阜県環境生活部地球環境課自然保護・公園担当 〒500—8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番地 1 号 岐阜県庁 6 階 電話 058—272—1111 (内線 2701)</p>
---	--